

野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る事業者募集要項

令和6年2月

野洲市 健康福祉部 こども課

野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る事業者募集要項

1 募集の趣旨

野洲市幼稚園・保育所施設整備等実施計画に基づき、野洲市立野洲第三保育園(以下「第三保育園」という。)の老朽化に伴う移転整備及び園運営を引き継ぐ事業者を募集する。

2 応募必須条件

第三保育園は同和対策事業の一環として設立され、地域ぐるみで「差別をしない、許さない行動ができる子どもの育成」を進めてきた園であるということを理解したうえで、第三保育園の園運営及び地域の団体等との関わりや協働を引き継ぐことを応募への必須条件とする。

3 募集施設の概要

- (1)施設種別 認可保育所
- (2)移転整備計画地 滋賀県野洲市小篠原1780番地7【位置図参照】
- (3)開設日 令和8年4月1日
- (4)定員 90人
- (5)施設整備方法 有償貸与する上記(2)の市有地に移管事業者の責任で施設整備する。

4 計画地の概要

- (1)敷地面積 2438.84 m²(公簿面積)
- (2)地目 宅地
- (3)用途地域 第2種中高層地域
- (4)建ぺい率 60%
- (5)容積率 200%
- (6)高さ制限 なし

5 既存園(第三保育園)の現況

- (1)所在地 滋賀県野洲市小篠原1977番地1
- (2)定員 90人
- (3)園児数(令和6年1月1日現在)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3人	15人	18人	18人	15人	15人	84人

(4)施設の規模

- ア 敷地総面積 2,895 m²
イ 建物構造 鉄骨造 地上1階建
ウ 延床面積 964.13 m²

工 設備面積

室名	乳児室	ほふく室	調乳室	沐浴室	医務室
室数	1室	1室	1室	1室	1室
面積 (㎡)	68.97	41.99	5.25	12.0	36.45
室名	保育室	遊戯室	調理室	便所	廊下その他
室数	4室	1室	1室	6か所	
面積 (㎡)	242.39	79.5	27.28	56.63	393.67

6 移管方法及び移管条件

本要項及び別紙「野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る特記事項」を遵守すること。また、法令や基準等も遵守し、要項及び特記事項に記載のない事項についても事業実施前に市、保護者及び地域団体等と必要に応じて協議する等、誠意をもって対応すること。

7 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 社会福祉法人又はその他の法人であること。
その他の法人とは、公益財団(社団)法人、学校法人、NPO法人、株式会社等を指します。
- (2) 令和5年4月1日現在において、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業A型、病児保育所、事業所内保育所、企業主導型保育所のいずれかを3年以上継続して運営していること。
- (3) 応募法人及び応募法人が運営する施設について、過去5年間に法令に基づく改善命令、事業停止命令(改善後1年以上適切な運営がなされている場合を除く)若しくは認可取消がなされた又は所轄庁の指導監査、実地指導等における指摘事項に対応していない等、運営において重大な問題がないこと。
- (4) 保育事業に熱意と理解を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有すること。
- (5) 事業を遂行できる十分な資力、信用、知識、技術、意欲等を有し、継続的に安定的な経営を行い、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
- (6) 本市の保育事業を担う認可保育所であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (7) 本要項に定めるもののほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等関係法令、関連通達等及び本市の指導を遵守できること。
- (8) 野洲市建設工事等入札参加停止基準(平成20年8月1日野洲市告示第138号)及び野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準(平成16年10月1日野洲市訓令第33号)に基づく入札参加停止又は指名停止を受けていないこと。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (10) 応募する法人及び法人の代表者は国税及び地方税を滞納していないこと。

- (11)会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続き中でないこと。
- (12)応募する法人、法人の代表者及び役員(それぞれ就任予定者を含む。)は、次のア～キのいずれにも該当するものでないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。イにおいて「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- キ 上記イからオまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- (13)提出された書類に虚偽等がないこと。

8 応募方法

(1)募集スケジュール

内容	日程
募集要項の公表・配布開始	令和6年2月22日(木)
事前申込期限【必須】	令和6年3月15日(金)
質問書の受付期限	令和6年4月5日(金)
応募書類の提出期限	令和6年4月30日(火)
一次審査結果通知発送	令和6年5月上旬
二次審査(プレゼンテーション)実施	令和6年5月23日(木)
事業者決定	令和6年5月末

(2)募集要項の公表、配布

ア 配布方法 市ホームページからのダウンロード若しくは窓口配布

イ 配布期間 令和6年2月22日(木)から令和6年3月15日(金)まで

窓口配布については野洲市健康福祉部こども課窓口で上記期間中の平日午前9時から午後5時の間に配布。なお、事前に来庁日時を連絡すること。

ウ ホームページアドレス <https://www.city.yasu.lg.jp/>

(3) 事前申込【必須】

- ア 受付期間 令和6年2月22日(木)から令和6年3月15日(金)まで(土日及び祝日除く)
- イ 受付時間 午前9時から午後5時
- ウ 申込方法 「野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る事業者募集事前申込書」(別紙1)に必要事項を記入し、野洲市健康福祉部こども課窓口に提出すること(郵送可。但し、令和6年3月15日必着。宛先は問合せ先と同じ。)。
- エ 申込辞退 申込受付後に応募を辞退する場合は、令和6年4月30日(火)の午後5時までに「野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る事業者募集申込辞退届」(別紙2)を野洲市健康福祉部こども課あてに提出すること。

(4) 質問書の受付

- ア 受付期限 令和6年4月5日(金)午後5時まで
- イ 提出方法 「野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る事業者募集に関する質問書」(別紙3)に質問事項を記入し、持参、FAX又は電子メールで、野洲市健康福祉部こども課あてに提出すること(FAX 及び電子メールアドレスは問合せ先と同じ)。
 - FAX 及び電子メールの場合は送付した際に電話連絡で到着を確認すること。
 - 電子メールで送付する際は件名に「【応募者名】野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る事業者募集に関する質問書の提出について」と記載して送付すること。
 - 事前申込を行った事業者からの質問書のみ受け付ける。なお、それ以外の者及び申込辞退した者からの質問には回答しない。
- ウ 回答方法 令和6年4月12日(金)午後1時以降に、とりまとめて市ホームページに掲載する(質問者の氏名等は公表しない)。なお、市ホームページを確認しないことによる不利益については、市は一切責任を負わない。

(5) 応募書類の提出

- ア 提出期限 令和6年4月30日(火)午後5時
- イ 提出場所 野洲市健康福祉部こども課
- ウ 提出方法 上記提出場所へ持参すること。なお、事前に持参日時を連絡すること。
- エ 提出書類 提出書類一覧(別紙4)のとおり
- オ 提出部数 正本1部、副本8部
 - 各資料は A4 ファイル等で綴じ込み、資料毎に番号を付すとともに、インデックスにより表示すること。なお、図面等は A3 でも可能だが、A4ファイル等に収まるよう折りたたむこと。

(6) その他留意事項

- ア 提出期限後に提出されたものは受理しない。
- イ 提出された書類等については理由の如何に関わらず返却しない。また、本市から指示があった場合を除き、提出書類の差替え又は再提出は認めない。
- ウ 応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。
- エ 提出書類については、行政文書として情報公開の対象となり、野洲市情報公開条例(平成1

6年10月1日条例第9号)に基づき公開することがある。

9 選定方法

提出された提案内容については、次のとおり審査を行い、その審査結果に基づき、市が事業者を決定する。

(1) 選考方法

ア 一次審査(資格等審査)

本要項に規定する条件等について、応募書類等により審査する。

イ 二次審査(書類審査及び面接審査)

一次審査通過者に対し、市が設置する審査委員会において、提出された書類と企画提案説明(プレゼンテーション)による審査を行う。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 二次審査の実施方法等について

ア 二次審査の日程及び詳細は、一次審査の結果と併せて通知する。

イ 二次審査の実施時間は、1事業者当たりの持ち時間を35分とし、時間配分については、プレゼンテーション20分、質疑応答15分とする。なお、時間については目安であり、正式には、上記アの通知に記載するので、通知内容を確認すること。

ウ プレゼンテーション時に提案できる内容は、応募書類に記載された範囲内とする。

エ プレゼンテーションの実施方法は自由形式とする。希望する事業者は、電子機器(パワーポイント等)を用いて行うことができる。この場合において、使用する機器のうち、プロジェクター及びスクリーンについては市で準備する。それ以外については、事業者において用意すること。

(3) 選定結果

選定結果については、事業者あてに通知するとともに、決定事業者の名称等を市ホームページで公表する。

(4) 問合せ

応募事業者の内容、審査の経緯及び内容に関する問合せについては、審査の事前及び事後ともに受け付けない。

(5) 選定に係るその他留意事項

ア 応募事業者が1者であっても、応募資格を有する事業者であれば、審査は実施する。

イ 審査委員会の構成、委員の職及び氏名は、原則として非公開とする。

ウ 審査結果に関する異議申し立てについては、一切受け付けない。

10 留意事項

(1) 決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備及び保育事業の運営に当たっては関係法令を遵守すること。また、市及び関係所管庁の指導に従うこと。

(2) 決定事業者は、地域住民及び関係機関と交流、連携及び調整を十分に行い、事業実施を円滑に進めること。

- (3) 施設の整備及び設置認可等に関する諸手続きは、決定事業者が行うこと。
- (4) 決定事業者が施設整備等のために補助金を申請する場合は、施設整備補助金の内示前に整備事業に着手できないので、留意すること。また、補助金申請等については、市と協議のうえ、適切に行うこと。
- (5) 事業者として決定された後の応募計画の変更は、関係法令等の改正に伴う変更等を除き、原則認めない。ただし、サービスの向上に繋がるもの、施設の実施計画に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、事前に市と協議の上、事業者選定審査の評価に影響を与えないものと確認した場合は認める。
- (6) 事業者決定後において、決定事業者の事由により本事業の実施ができなくなった場合、市は決定事業者に対して損害賠償を請求することができるものとする。この場合において、決定事業者は異議を申し立てることはできないものとする。
- (7) 事業者決定後に、次の事項に該当することが認められた場合、市はその決定を取り消すことができる。この場合、決定事業者は、すでに要した費用の弁済を市に求めることはできない。
 - ア 本募集要項に記載された事項について、重大な違背行為があったと認められるとき
 - イ 適切な保育事業の実施が困難であると認められるとき
- (8) 事業者決定後、事業実施に当たり、本要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、市と協議して定めることとする。

11 問合せ先

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原2100番地1

野洲市健康福祉部こども課(市役所西別館1階) 担当:浅田

TEL:077-587-6052

FAX:077-586-2176

E-mail: kodomo@city.yasu.lg.jp